

学習院大学大学院 国際文化交流研究科

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

01.「養成すべき人材像・AP・CP・DPの関係性と整合性」	2
02.「プログラム別履修例」	3
03.「履修モデル(例)」	4
04.「大学院修了までのスケジュール」	5
05.「学習院大学研究倫理指針」	6
06.「学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程」	9
07.「国際文化交流学部と同研究科修士課程の関係図」	14
08.「学習院教職員停年規程」	15
09.「演習科目群授業科目および担当者専門分野一覧（令和8～9年度）」	16
10.「校舎案内図」	18
11.「令和6年度 教室使用状況一覧」	19
12a.「1号館院生研究室平面図」	21
12b.「2号館大学院演習室（202/203）平面図」	22
13.「内部質保証に関わる組織と役割、教育研究に関する内部質保証プロセスの概念図」	23
14.「学習院大学における内部質保証の推進に関する規程」	28
15.「学習院大学FD・SD推進委員会規程」	31
16.「入学予定者に対する大学統合に関する説明資料」	33

養成すべき人材像・AP・CP・DPの関係性と整合性

養成すべき人材

アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の専門家の養成

アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究に関わる学術研究の専門家の養成

DP：ディプロマ・ポリシー

修士論文審査基準

- ・ 先行研究の十分な調査
- ・ 研究の独創性
- ・ 論文構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）
- ・ 注記、引用、参考文献の妥当性
- ・ 研究史において研究の位置づけが明確
- ・ 的確な問題提起
- ・ 理論や事実に基づく分析の妥当性

それぞれの研究分野の専門知識を修得し、柔軟な思考力とともに論理的かつ実証的な研究を行う能力を身につけ、国際文化交流に寄与するとともに、その発展に貢献できる力を有している(DP1)

研究成果を国内外に発信することができ、高度な技能を有する実務家として社会で活躍できる、あるいは創造性豊かな研究者となる能力を身につけている (DP2)

特定課題研究報告審査基準

- ・ 高度な専門性を有する研修計画
- ・ 先行研究の十分な調査に基づく報告書
- ・ 的確な問題提起
- ・ 構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）

- ・ 「海外特別研修」又は「インターン研修」での活動に裏付けられた理論や事実に基づく分析の妥当性
- ・ 注記、引用、参考文献の妥当性
- ・ 研究史において研究の位置づけが明確

CP：カリキュラム・ポリシー

成果をまとめ修士論文ないし特定課題研究報告として提出

「アートマネジメント」プログラム
芸術と文化の創造・普及活動の現場において、企画・制作・運営を担当する専門知識と技術の獲得 (CP1)

「国際協力」プログラム
地域の自然環境や文化・価値体系への配慮、国際関係への理解等、国際協力に必要な専門知識・能力の養成 (CP2)

「日本学・比較文化」プログラム
歴史的な経緯と現代の状況を踏まえた比較文化の視点をもって日本の伝統文化と現代文化に深く習熟 (CP3)

「国際関係・地域研究」プログラム
諸外国・諸文化との相互理解をより専門的に追究 (CP4)

演習科目

実務演習科目

特殊研究科目

研修科目

AP：アドミッション・ポリシー

- ・ 各プログラムに基づいた、大学院での教育によって自身の研究能力を向上させる意欲 (AP1)・学部卒業程度の基礎的な知識 (AP2)
- ・ 分析力、論理的思考力、文章力 (AP3) ・ 十分な語学力 (AP4) ・ 学識を修了後のキャリアへ活用 (AP5)

プログラム別履修例

(※学部研究科共同開講科目 ☆隔年開講科目)

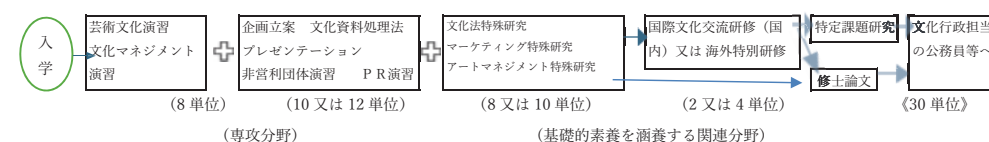
	アートマネジメントプログラム	国際協力プログラム	日本学・比較文化プログラム	国際関係・地域研究プログラム
演習科目	文化マネジメント演習 芸術文化演習	☆国際開発協力演習 ☆国際地域開発演習 国際文化協力演習 ☆費用便益分析演習 地域資源開発・利用演習（生物多様性保全利用） 地域資源開発・利用演習（食糧） 環境コミュニケーション演習	日本学演習 比較文化演習 現代文化演習	国際関係分析演習 国際メディア分析演習 地域社会分析演習 国際マネジメント演習
実務演習科目	企画立案（文化事業） 企画立案（文化協力） ☆プレゼンテーション ☆非営利団体演習（NPO） PR演習 文化資料処理法	企画立案（政策課題） 企画立案（文化協力） ☆プレゼンテーション ☆ドラフティング ☆プロジェクト評価法 ☆プロジェクト・マネジメント演習 ☆非営利団体演習（NGO） PR演習 統計処理法	企画立案（文化事業） 企画立案（文化協力） ☆プレゼンテーション PR演習 文化資料処理法	企画立案（政策課題） ☆非営利団体演習（NGO） ☆非営利団体演習（NPO） 統計処理法
特殊研究科目	☆文化政策特殊研究 文化法特殊研究 文化経済特殊研究 文化資源情報特殊研究 アートマネジメント特殊研究 ※比較文化特殊研究（芸術） 文化経営学特殊研究 ※マーケティング特殊研究	☆国際関係特殊研究（国際経済） 国際関係特殊研究（国際法・国際機構） ☆文化政策特殊研究文化特殊研究 ☆地域社会特殊研究 ※比較文化特殊研究（芸術） 比較文化特殊研究（文学と諸芸術） 比較文化特殊研究（西洋史） ※現代文化特殊研究 文化資源情報特殊研究 文化経営学特殊研究 ※マーケティング特殊研究 情報メディア特殊研究	☆文化政策特殊研究 文化法特殊研究 ☆地域社会特殊研究 ※☆伝統文化特殊研究 日本学特殊研究 ※比較文化特殊研究（芸術） 比較文化特殊研究（英文学） ※現代文化特殊研究 言語分析特殊研究 文化経営学特殊研究 ※国際メディア特殊研究	☆国際関係特殊研究（国際経済） 国際関係特殊研究（国際法・国際機構） ☆文化政策特殊研究 ※国際メディア特殊研究 情報メディア特殊研究 ※マーケティング特殊研究
研修科目	国際文化交流研修（国内） インターン研修 海外特別研修	インターン研修 海外特別研修	インターン研修	インターン研修 海外特別研修
修士論文 特定課題研究	修士論文 特定課題研究（原則としてインターン研修または海外特別研修履修者対象）	修士論文 特定課題研究（原則としてインターン研修または海外特別研修履修者対象）	修士論文	修士論文

履修モデル（例）

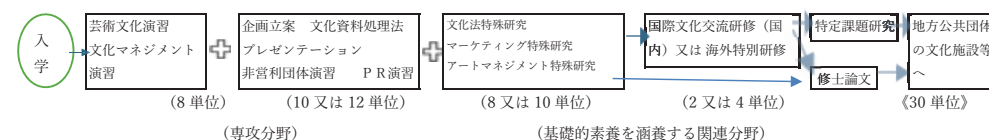
※（ ）内は履修単位数、《 》は履修総単位数。演習科目群、実務演習科目群、特殊研究科目群、研修科目群の順に記載。

1. アートマネジメント分野の専門家

(1) 文化施設等への就職を目指す

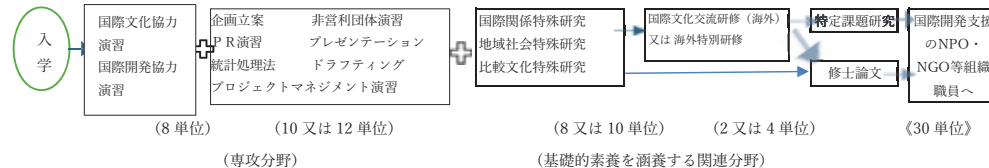


(2) 学芸員を目指す

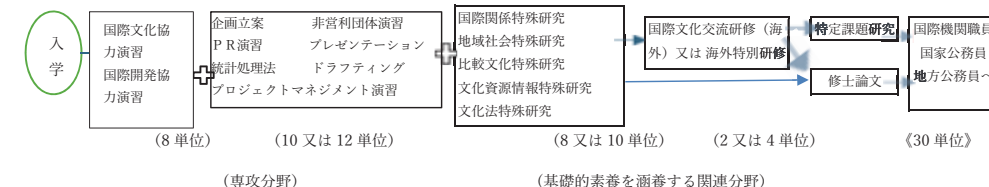


2. 国際協力分野の専門家

(1) 国際開発支援のNGO等組織職員を目指す

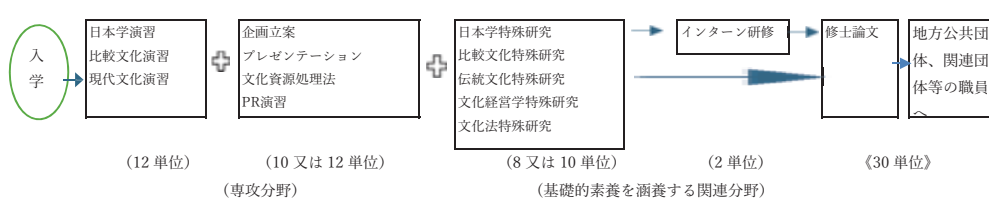


(2) 国際機関や国・地方公共団体の職員を目指す

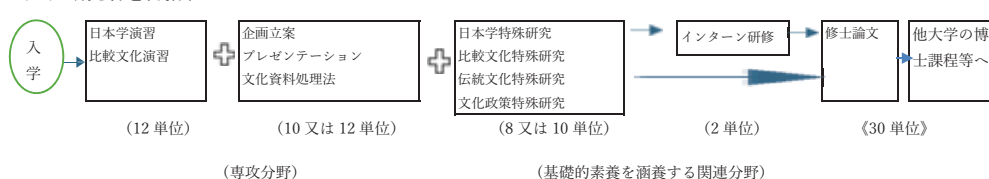


3. 日本学・比較文化分野の専門家

(1) 地方公共団体の職員を目指す

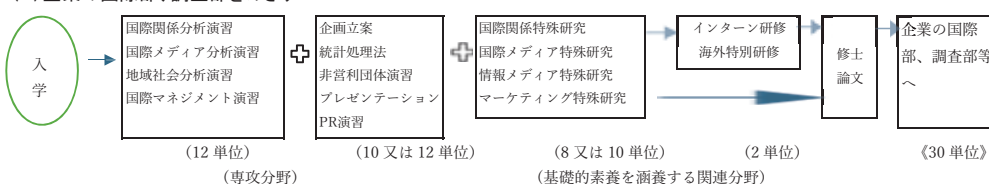


(2) 研究者を目指す

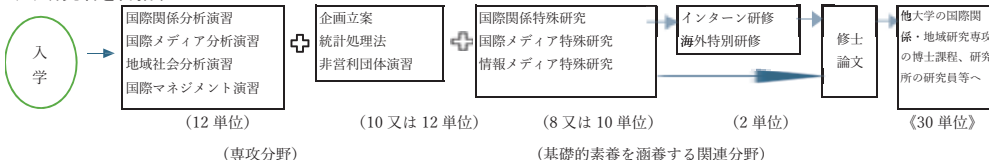


4. 国際関係・地域研究分野の専門家

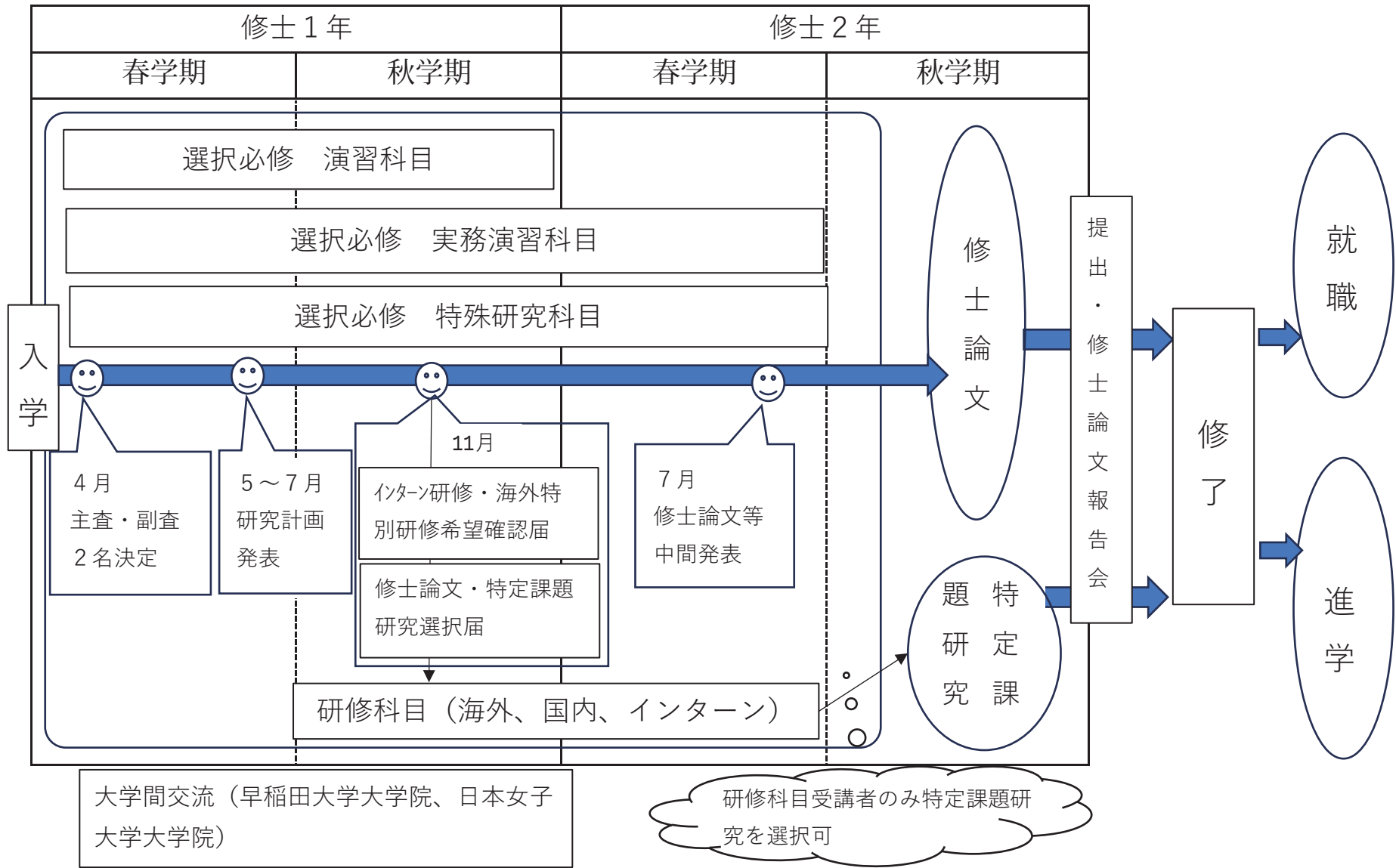
(1) 企業の国際部、調査部をめざす



(2) 研究者を目指す



大学院修了までのスケジュール



学習院大学研究倫理指針

1 目的

研究者は、真理を探究する重要性が認知され、学問の自由の下で研究活動における自主性が尊重されている一方、研究活動とその成果が人類、社会、自然環境に与える影響の大きさから、常に高い倫理性が求められる。

本指針は、学習院大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保するための規範として、本学の研究者が遵守すべき事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 「研究者」とは、本学の専任教員及び任期付教員のほか、本学で研究活動に従事する学部生、大学院生及び研究員等をいう。
- (2) 「代諾者」とは、研究の対象となる者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。

3 研究者の基本姿勢

- (1) 研究者は、自らの良心と信念に従って誠実に研究を遂行し、不当な圧力によって研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- (2) 研究者は、当該研究において、生命を尊重し、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、各学会等の倫理規定及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、自らの専門知識、能力・技芸の維持向上のための自己研鑽に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。
- (5) 研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、他の国、地域及び組織における文化、習慣の理解と尊重に努めなければならない。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- (6) 研究者は、自己の研究について、分かりやすく明瞭に説明するよう努めなければならない。
- (7) 本学の教員は、学部生又は大学院生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮しなければならない。

4 研究者の責務

[研究計画の立案]

- (1) 研究者は、研究の実施にあたり、科学的合理性及び倫理的妥当性に配慮して、研究計画を立案しなければならない。

[研究のための情報・データ等の収集]

- (2) 研究者が、研究のための資料、情報、データ等を収集する際には、その目的に適う必要な範囲において行うこととし、学問的かつ倫理的に妥当な方法・手段によらなければならない。

[インフォームド・コンセント]

- (3) 研究者は、研究の対象となる個人や集団（以下「研究対象者」という。）に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護しなければならない。
- (4) 研究者が、人の行動、環境及び心身等に関する個人情報・データ等の提供を研究対象者から受けて研究を行う場合は、研究対象者に対してその目的・方法について十分な説明を行い、同意を得なければならない。
- (5) 研究者は、予見しうる研究対象者への危険性を可能な限り排除するよう努めなければならない。
- (6) 研究者は、研究対象者が子供、障害や疾患を有する人、外国人等であることにより、認知・言語上の問題や文化的背景の違いのために、通常の説明方法では事前の説明への理解が得られず、自由意志による判断が不可能と考える場合は、代諾者に十分な説明を行い、同意を得なければならない。

[個人情報の保護]

- (7) 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさないようにするとともに、法令、関係省庁のガイドライン、学会等の指針、本学の規程等に従い厳重に管理しなければならない。
- (8) 研究者は、研究結果の公表の際に、原則として研究対象者について個人を特定できないようにしなければならない。
- (9) 前2項の規定については、本人の同意がある場合は、この限りでない。

[研究成果発表の基準]

- (10) 研究者は、関係者の権利保護等の合理的な理由により、公表に制約がある場合を除き、研究成果を社会に還元するために公表しなければならない。
- (11) 研究者は、研究成果の発表に当たっては、捏造、改ざん等の不正行為をしてはならない。また、他者の知的財産権を侵害してはならない。

[研究費の適正使用]

- (12) 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、寄付金等に由来することに常に留意し、研究費を適正に使用しなければならない。
- (13) 研究者は、研究費の申請、使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規定及び本学における研究費の使用等に関する規定等を遵守しなければならない。

[他者の研究評価]

- (14) 研究者が、審査委員会等の委嘱を受けて他者の研究評価に関わるときは、評価基準、

審査要綱等に従い、誠意をもって適切に評価しなければならない。

- (15) 研究者は、他者の研究評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該研究に係る機密は、これを保持しなければならない。

5 学長の責務

- (1) 学長は、研究者の倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施しなければならない。
- (2) 学長は、研究計画が本指針に適合しているか否かについて審査を行うために、人を対象とする研究倫理委員会を設置し、必要に応じて諮問しなければならない。ただし、本学内に当該委員会を設置できない場合には、共同研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査に関する委員会に審査を依頼することによって、これに代えることができる。
- (3) 学長は、研究者に本指針に反する行為等の事実の確認がなされたときは、適切な措置を講じなければならない。
- (4) 学長は、研究に関して、不正行為の通報並びに不当又は不公平な扱いを受けた者からの苦情及び相談等に対応する措置を講じなければならない。

6 本指針の改正

この指針の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）における、人を対象とする研究（ヒトゲノム・遺伝子解析に係る研究を除く。以下「研究」という。）について、研究遂行上の責務、必要な手続等を定め、研究対象者及びその関係者の尊厳及び人権を尊重するとともに、本学における研究が、倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「人を対象とする研究」とは、人又は人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を研究対象者から収集又は採取して行われる研究活動という。ただし、購入等一般的手法で入手可能なものについては、この限りでない。
- 二 「研究者」とは、本学に所属する専任教員及び任期付教員のほか、研究活動に従事する学部生、大学院生及び研究員等、本学で研究活動に従事する全ての者をいう。
- 三 「研究責任者」とは、当該研究の実施責任者をいう。「研究責任者」は、本学の専任教員又は任期付教員とする。ただし、研究実施者が学部生又は大学院生となる場合は、当該学部生又は大学院生の指導教員を「研究責任者」とする。本学において研究を行う場合、必ず「研究責任者」を置かなければならない。
- 四 「研究対象者」とは、研究上の情報又はデータ等を収集する対象となる個人又は集団をいう。

(基本方針)

第3条 研究者は、別に定める「学習院大学研究倫理指針」を遵守しなければならない。

(人を対象とする研究倫理委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に人を対象とする研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、本学において実施する研究について、学長の求めに応じ、研究計画の実施の適否、その他の事項について、審査を行う。

- 2 委員会は、審査の過程において、必要に応じて研究責任者に対し、助言を与え、研究計画を修正させ、その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 委員会は、学長に対し、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止、その他必要と認める事項について意見を述べることができる。

(委員会の審査事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について研究倫理上の審査を行う。

一 研究責任者から申請された研究実施計画に係る事項

二 その他研究上の倫理に関する事項

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 副学長（研究支援センター担当）

二 各学部及び法務研究科より1名ずつ選出された者 6名

三 学外の医学・医療・自然科学系有識者、倫理学・法律学等人文・社会科学系有識者又は研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者で学長が指名する者 1名以上

四 その他学長が認めた者

2 委員会は、前項に定める8名以上の委員で構成し、男女両性で構成するよう努めるものとする。

3 委員の委嘱は、学長が行う。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は、副学長とし、学長が委嘱する。副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

8 委員会は、原則として非公開とする。

(委員会の定足数及び議決)

第8条 委員会は、過半数の委員が出席し、かつ、前条第1項第3号に規定する委員1名以上の出席がなければ、開くことができない。

2 審査の判定は、出席委員の全会一致を原則とする。ただし、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の合意により決するものとする。

3 委員のうち審査の対象となる研究の実施に携わる者は、委員会の審査に参加することができない。

(申請手続等)

第9条 研究責任者は、研究計画について審査を申請する場合には、研究倫理審査申請書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究倫理審査申請書を受理したときは委員会に諮問するものとする。

3 委員会は、第3条に留意して審査し、判定を行うものとする。

4 審査の判定区分は、次のとおりとする。

一 承認 研究計画の実施は適当と判断する場合

二 条件付承認 研究計画を一部修正することを条件として、実施は適当と判断する場合

- 三 不承認 研究計画の実施は不相当と判断する場合
 - 四 非該当 研究計画が委員会の審査対象とならない場合
 - 5 委員会は、必要に応じて申請者等の関係者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。
- (迅速審査)

第10条 委員会は、審査を行う研究が次の各号のいずれかに該当すると委員長が認める場合は、第8条の規定にかかわらず、委員長が指名する委員2名による審査（以下「迅速審査」という。）によることができる。

- 一 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会等の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合
 - 二 当該研究の全体について、当該研究者の所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会等の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合
 - 三 研究計画書の軽微な変更に関するもの
 - 四 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの
 - 五 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの
- 2 迅速審査は、申請書の記載事項について、原則として合議により行う。
- 3 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。
- 4 迅速審査において不承認となった研究は、委員会で審査を行う。

(迅速審査における簡略審査)

第11条 迅速審査により審査する研究のうち、次の各号のいずれかに該当する研究は、迅速審査の手続を簡略化した簡略審査によることができる。ただし、前条第1項第2号に該当し、当該意見が予め委員会が承認した基準に基づく意見であると委員長が判断した場合は、委員長の判断をもって、簡略審査の承認に代えることができる。

- 一 前条第1項第1号又は第3号に該当する研究
 - 二 研究対象者に対し、申請者の研究計画を十分に理解させ、当該の研究対象事項について同意を得る手続が確保されている研究
 - 三 既に委員会において承認された研究計画に準じている研究
 - 四 次に掲げる要件を全て満たしている研究
 - ア 研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない研究計画（日常生活で被りうる身体的、心理的又は社会的危害の限度を超えない危険であって、社会的に許容されるもの）
 - イ 学部又は研究科の審査において、研究計画が研究倫理上適当の旨の意見を得ているもの
- 2 簡略審査は、申請書の記載事項の確認をもって行う。

3 簡略審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

4 簡略審査において、不承認となった研究は、迅速審査により審査を行う。

(審査結果の通知)

第12条 委員長は、委員会の審査終了後速やかに、審査結果報告書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けて、研究実施の承認又は不承認等について、審査結果通知書により研究責任者に通知する。

(異議の申し立て及び再審査)

第13条 研究責任者は、次の各号のいずれかの場合において、それらの決定に不服がある時は、その通知のあった日から起算して30日以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

一 第9条第4項第2号 条件付承認の場合

二 第9条第4項第3号 不承認の場合

三 その他研究方法の修正又は研究の中止若しくは一時停止を勧告された場合

2 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、理由を付して委員会に再審査を諮問するものとする。

3 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、理由を付して不服審査委員会に再審査を求めることができる。なお、不服審査委員会については、別に定める。

(研究計画の変更)

第14条 研究責任者は、承認された研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の変更申請書が提出された場合、学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問するものとする。

(実施研究の終了・報告)

第15条 研究責任者は、承認された研究を終了した時又は本学を退職する時には研究倫理実施結果報告書により、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(審査の特例)

第16条 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後、速やかに委員会に報告しなければならない。

(委員会資料の保管)

第17条 委員会が審査を行った研究計画書に関する審査資料の保存期間は、当該研究の終了又は中止について報告された日から5年とする。

2 審査資料は、原則として非公開とする。

(規程の改正)

第 18 条 この規程の改正は、委員会の意見を聴き、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

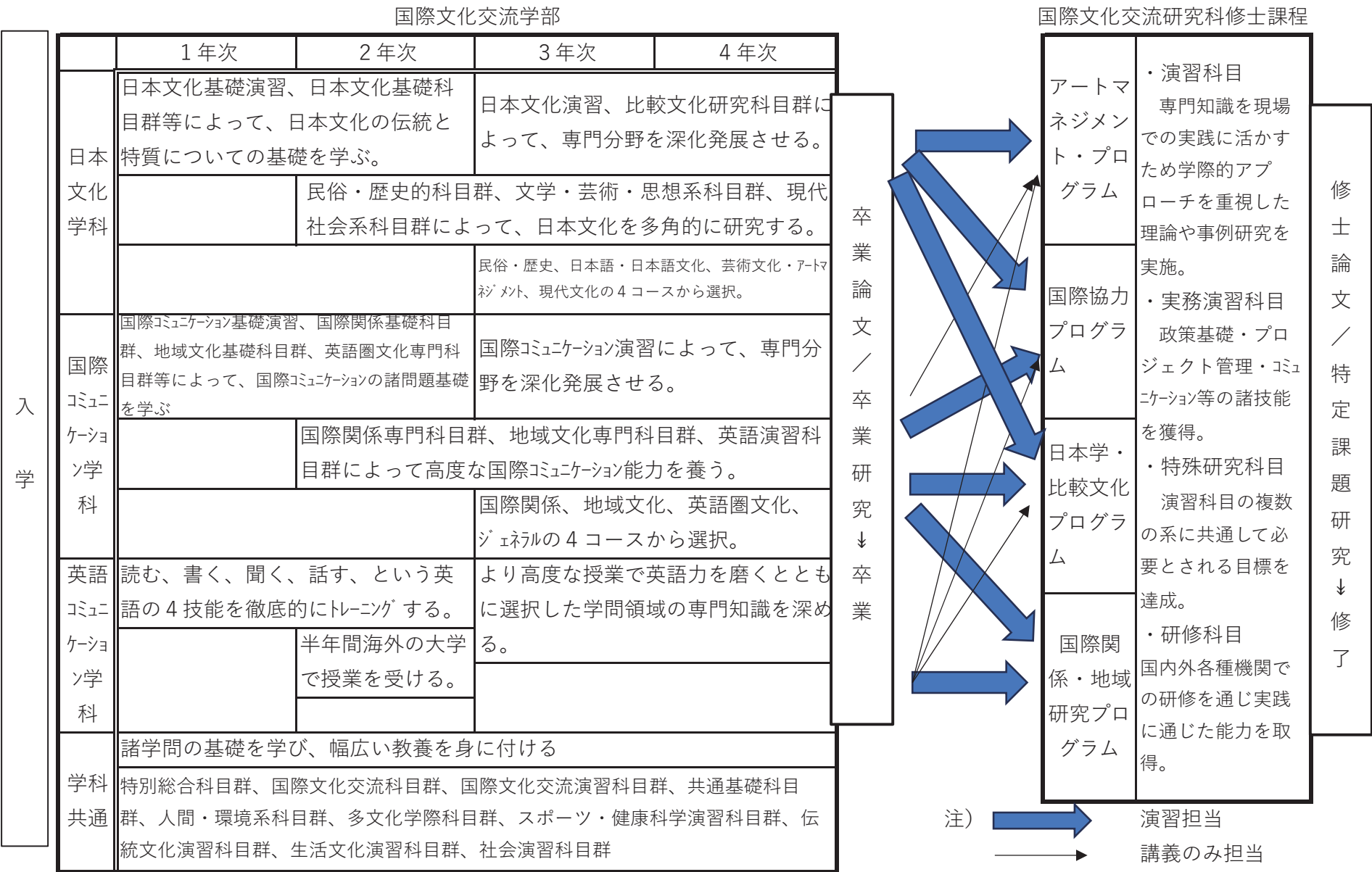
(事務)

第 20 条 この規程に関する事務は、学長室研究支援センターが担当する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

国際文化交流学部と同研究科修士課程の関係図



学習院教職員停年規程

昭和32年2月1日
施行

改正	昭和55年10月31日	平成3年4月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成10年1月1日	平成10年4月1日
	平成13年5月29日	令和6年4月1日

第1条 本院専任の教職員は、次の年齢をもって停年とする。

一 大学及び女子大学の教員は70歳

二 高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の教員は65歳

三 職員は65歳

第2条 停年退職は、停年に達した日の属する年度の年度末とする。

第3条 教職員が停年に達したときは、停年退職確認届を院長に提出するものとする。

第4条 大学長、女子大学長、高等科長、女子高等科長、中等科長、女子中等科長、初等科長及び幼稚園長の職にある者については、例外の取扱いをすることができる。

第5条 教員の選択停年制については、別に定める。

附 則

1 本規程は、昭和32年2月1日より施行する。

2 昭和32年3月31日までに停年に達する者についてはその退職は昭和33年3月31日とする。

附 則

1 この規程は、昭和55年10月31日から施行する。

2 この規程施行の日に女子短期大学に在職する教員のうち、昭和56年3月31日までに65歳に達する者の停年は、第1条第1号の規定にかかわらず、67歳とする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

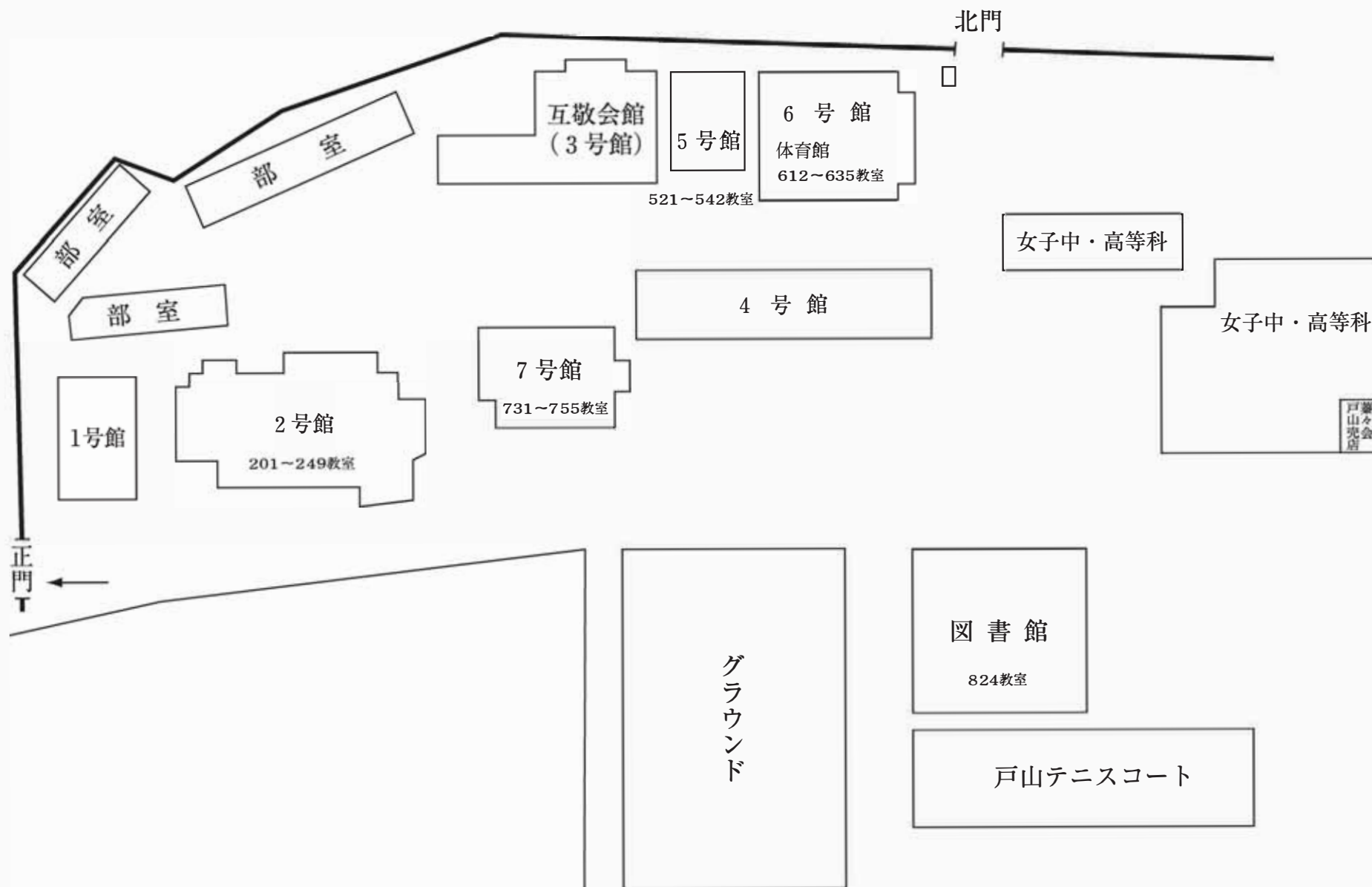
附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

演習科目群授業科目および担当者専門分野一覧（令和8～9年度）

演習科目群 授業科目名	職位	専門分野
【アートマネジメントプログラム】		
文化マネジメント演習ⅠA	教授	博物館学、アーカイブス学、東洋学
文化マネジメント演習ⅠB	教授	表象文化論、舞台芸術（演劇・舞踊）論
文化マネジメント演習ⅡA	教授	博物館学、アーカイブス学、東洋学
文化マネジメント演習ⅡB	教授	表象文化論、舞台芸術（演劇・舞踊）論
芸術文化演習Ⅰ	教授	日本美術史、比較日本文化論
芸術文化演習Ⅱ	教授	日本美術史、比較日本文化論
【国際協力プログラム】		
国際文化協力演習Ⅰ	教授	国際文化協力、建築学
国際文化協力演習Ⅱ	教授	国際文化協力、建築学
国際開発協力演習	教授	国際協力、NGO
国際地域開発演習	教授	環境科学（地球環境学）
費用便益分析演習	教授	環境科学（地球環境学）
環境コミュニケーション演習	教授	食文化、生活文化
地域資源開発・利用演習（生物多様性保全利用）	教授	環境科学（地球環境学）
地域資源開発・利用演習（食糧）	教授	食文化、生活文化
【国際関係・地域研究】		
国際関係分析演習ⅠA	教授	国際関係論、国際移動論、東アジア地域研究、現代コリア研究
国際関係分析演習ⅠB	教授	国際政治学、国際関係論
国際関係分析演習ⅠC	教授	国際コミュニケーション論、米国政治
国際関係分析演習ⅠD	教授	国際法
国際関係分析演習ⅡA	教授	国際関係論、国際移動論、東アジア地域研究、現代コリア研究
国際関係分析演習ⅡB	教授	国際政治学、国際関係論
国際関係分析演習ⅡC	教授	国際コミュニケーション論、米国政治
国際関係分析演習ⅡD	教授	国際法
国際メディア分析演習Ⅰ	教授	応用言語学、英語教育、早期英語教育、英語

		教育への ICT 活用
国際メディア分析演習Ⅱ	教授	応用言語学、英語教育、早期英語教育、英語教育への ICT 活用
現代文化演習ⅠA	教授	社会学、社会思想
現代文化演習ⅡA	教授	社会学、社会思想
現代文化演習B	教授	ドイツ現代史、ユダヤ史、マイノリティ研究
国際マネジメント演習Ⅰ	教授	経営学、国際経営、経営史
国際マネジメント演習Ⅱ	教授	経営学、国際経営、経営史
地域社会分析演習ⅠA	教授	中・東欧地域研究
地域社会分析演習ⅡA	教授	中・東欧地域研究
地域社会分析演習B	教授	ドイツ現代史、ユダヤ史、マイノリティ研究
地域社会分析演習C	教授	東南アジア史、地域研究
【日本学・比較文化プログラム】		
日本学演習ⅠA	教授	日本近代史・文化史
日本学演習ⅠB	教授	日本語学（現代日本語を中心とした文法論・意味論）
日本学演習ⅠC	教授	日本近世史
日本学演習ⅠD	教授	日本中世文学、説話文学、キリシタン文学
日本学演習ⅡA	教授	日本近代史・文化史
日本学演習ⅡB	教授	日本語学（現代日本語を中心とした文法論・意味論）
日本学演習ⅡC	教授	日本近世史
日本学演習ⅡD	教授	日本中世文学、説話文学、キリシタン文学
日本学演習ⅡE	教授	日本服飾史、。染織史
比較文化演習ⅠA	教授	社会史、歴史社会学、東アジア地域研究（主に現代中国）
比較文化演習ⅠB	教授	アメリカ文学・文化
比較文化演習ⅡA	教授	社会史、歴史社会学、東アジア地域研究（主に現代中国）
比較文化演習ⅡB	教授	アメリカ文学・文化



校舎案内図

※表中の「●」は授業使用を意味する

	教室名	教室区分	収容人数	月					火					水					木					金					土	
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2
2号館	201	講堂	500				●			●	●				●	●			●		●	●		●	●	●				
	202	大学院	18					●		●				●							●						●		●	●
	203	大学院	18						●	●											●								●	●
	221	PC	32								●	●	●			●	●			●				●	●		●			
	222	大教室	207		●	●			●	●	●	●		●	●	●		●	●		●			●	●		●			
	223	中教室	102		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●		●			●	●			●		
	224	CALL	30	●	●	●	●		●	●				●	●	●	●		●	●				●	●					
	225	CALL	30	●	●	●				●				●	●	●		●	●		●			●					●	●
	226	CALL	30	●	●		●	●		●			●	●	●		●	●		●									●	●
	227	CALL	30		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		●			●					●		●	●	●
	228	PC	48	●	●	●			●	●				●	●				●	●	●	●		●	●	●	●			
	231	和室	10		●	●	●	●		●	●	●							●	●	●			●	●	●	●			
	232	和室	10								●	●	●						●	●	●			●	●	●	●			
	233	和室	10								●	●	●						●	●	●			●	●	●	●			
	234	小教室(水)	54	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			●	●	●				
	235	中教室	85	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●								●	
	236	大教室	140		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			●	●		●			●
	237	大教室	140		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			●	●		●			●
	241	小教室	54	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	242	小教室	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	243	小教室	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	244	小教室	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	245	小教室	48	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	246	小教室	48	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	247	小教室	48	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	248	小教室(演)	30		●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●			●		●			
	249	小教室	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
4号館	実習室1	実習室	36				●																		●		●	●		
	実習室2	実習室	28				●													●						●	●			
5号館	521	小教室	60							●						●									●	●		●		
	531	小教室	54													●	●	●							●	●		●		
	532	小教室(演)	20																											
	541	小教室	54									●																		
6号館	612	小教室	63		●		●			●					●					●	●				●				●	
	613	中教室	81		●		●			●	●				●			●		●	●	●			●	●				
	634	中教室	81		●	●	●		●	●	●	●			●			●		●	●			●	●					
	635	中教室	81		●	●	●			●	●	●	●			●			●	●	●									
7号館	731	小教室	40		●				●	●		●							●	●				●	●		●	●		
	732	小教室	30		●	●	●		●	●								●	●	●	●			●	●	●	●	●		
	733	小教室(演)	18		●					●	●	●			●	●			●					●	●		●	●		
	734	中教室	81		●	●				●	●	●			●	●			●					●	●					
	741	小教室	40	●	●	●				●	●	●			●	●			●	●				●	●					
	742	小教室	30		●	●				●				●		●	●	●		●	●			●	●					
	745	CALL	30		●	●									●	●	●	●		●	●	●	●		●	●				
	751	小教室	40			●				●					●				●		●				●	●	●			
	752	小教室	30						●	●					●				●	●					●	●				
	754	小教室	42							●		●				●			●	●					●	●				
	755	CALL	30		●				●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●					●	●	●	●	●
8号館	824	PC	49					●									●													

	教室名	教室区分	収容人数	月					火					水					木					金					土	
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2
2号館	201	講堂	500			●					●					●		●				●		●						
	202	大学院	18		●	●	●				●				●			●	●				●						●	
	203	大学院	18					●		●	●		●						●		●	●			●					●
	221	PC	32		●	●	●	●			●		●			●			●	●					●		●			
	222	大教室	207		●	●	●	●			●	●	●	●		●	●	●	●	●		●			●					●
	223	中教室	102		●	●	●	●			●	●	●	●		●	●	●	●				●	●						●
	224	CALL	30	●	●	●	●			●	●				●	●	●	●						●	●				●	●
	225	CALL	30	●	●	●	●								●	●	●	●		●	●	●			●				●	●
	226	CALL	30	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●		●	●	●							●	●
	227	CALL	30	●	●	●	●					●	●			●	●	●								●		●	●	●
	228	PC	48	●	●		●			●	●				●	●				●	●	●	●		●	●	●	●		
	231	和室	10		●	●	●	●				●	●							●	●	●	●		●	●	●	●		
	232	和室	10		●	●	●	●				●	●							●	●	●	●		●	●	●	●		
	233	和室	10		●	●	●	●				●	●							●	●	●	●		●	●	●	●		
	234	小教室 (水)	54	●	●	●	●			●	●	●	●		●	●	●	●						●	●					
	235	中教室	85		●	●	●	●			●	●		●	●	●	●			●	●	●			●		●			
	236	大教室	140		●	●				●	●	●			●	●	●	●						●	●	●				
	237	大教室	140		●	●	●				●	●	●			●	●	●						●	●	●				
	241	小教室	54	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●	●	●		●
	242	小教室	48	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●		●	●	●
	243	小教室	48	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●	●		●	●
	244	小教室	48	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●	●		●	●
	245	小教室	48	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●	●		●	●
	246	小教室	48	●	●	●	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●	●		●	●
	247	小教室	48	●	●	●	●			●	●	●	●		●	●	●	●						●	●	●	●		●	●
	248	小教室 (演)	30		●	●	●				●	●	●			●	●	●							●					
	249	小教室	48	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●
4号館	実習室 1	実習室	36				●																	●		●	●			
	実習室 2	実習室	28				●																	●		●	●			
5号館	521	小教室	60								●				●		●								●					
	531	小教室	54												●	●	●			●					●	●				
	532	小教室 (演)	20																	●							●	●		
	541	小教室	54								●									●							●	●		
6号館	612	小教室	63			●	●				●									●					●					
	613	中教室	81		●	●	●				●				●					●	●	●	●			●				
	634	中教室	81		●	●	●			●	●	●	●			●				●	●	●			●	●		●		●
	635	中教室	81		●	●														●	●	●			●					
7号館	731	小教室	40	●	●	●				●	●		●			●				●	●				●	●		●		
	732	小教室	30		●	●	●			●	●					●	●	●			●	●			●	●		●		
	733	小教室 (演)	18			●																				●				
	734	中教室	81		●	●					●	●	●		●	●	●				●				●	●				
	741	小教室	40	●	●	●					●	●	●			●	●				●	●								
	742	小教室	30		●	●					●				●	●	●	●						●	●		●			
	745	CALL	30		●					●	●					●	●				●	●			●	●	●			
	751	小教室	40												●										●					
	752	小教室	30			●	●	●		●	●				●					●	●				●	●	●			
8号館	754	小教室	42								●		●			●					●				●					
	755	CALL	30		●	●				●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●		
8号館	824	PC	49					●									●											●		

1（書類等の題名）

学習院大学 国際文化交流研究科「設置の趣旨等を記載した書類」添付資料
【資料 12a 及び 12b】 21 及び 22 ページ

2（出典）

株式会社前川建築設計事務所及び株式会社日建設計

3（引用範囲）

1 号館院生研究室平面図及び 2 号館大学院演習室（202/203）平面図

4（その他の説明）

特になし。

学習院大学の理念・目的及び各種方針

[About Us](#)

HOME — 学習院大学について — 学習院大学の理念・目的及び各種方針

学習院大学の理念・目的及び各種方針

1. 理念・目的



2. 内部質保証の方針



学習院大学は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定めます。

1. 基本的な考え方

定義

本学における内部質保証とは、学習院大学学則第1条、学習院大学大学院学則第1条及び学習院大学専門職大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その改善・向上に努め、適切な水準にあることを本学の責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスのことをいう。

目的

本学は、内部質保証を機能させることを通じて、理念・目的及び卒業認定・学位授与の方針に掲げる人材を育成する。

責任を負う組織

本学は、内部質保証を推進するための全学的な組織として、内部質保証委員会を置く。

自己点検・評価

本学は、教育の更なる発展のため、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。本学は、毎年度実施する点検・評価として、①大学としての適合性を確保することを目的とした、公益財団法人大学基準協会の定める「大学基準」に則した事項に関する点検・評価と②本学固有の理念・目的及びミッション・ビジョンを実現することを目的とした、中長期計画「学習院大学グランドデザイン2039(Gakushuin U.Grand Design 2039)」(以下「グランドデザイン」という。)における各計画の点検・評価を実施する。更に、これら学位プログラムレベルの点検・評価に基づき、大学レベルの点検・評価及び点検・評価結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する。

各種方針

本学は、理念・目的の実現に向け、内部質保証の方針、3つのポリシー(DP・CP・AP)、アセスメント・ポリシー等の方針を適切に整備し、それぞれの内容の適切性や内容の一貫性について不断の点検に取り組む。

2. 組織体制

内部質保証に関わる組織・委員会は、以下の役割を担う。

1. 学長は、自己点検・評価の実施、改善の指示及び改善結果の確認、教育研究等の情報公表及びPDCAサイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から質保証に取り組む。
2. 内部質保証委員会は、内部質保証を推進する全学的組織として、内部質保証に関する方針・計画の策定、学位プログラムレベルの教育研究活動の質保証に係る自己点検・評価結果の検証、大学レベルの自己点検・評価の実施、検証結果を踏まえた改善の支援及び内部質保証システムの点検・評価に取り組む。
3. 各学部・研究科は、学位プログラムレベルの教育の企画・設計、運用、検証及び改善(PDCA)に取り組む。
4. 各授業担当教員は、授業レベルの教育の企画・設計、運用、検証及び改善(PDCA)に取り組む。
5. 外部評価委員会は、教育研究全般、内部質保証及びその他学長が諮問する事項について、評価・助言を行う。
6. 基本計画策定委員会は、グランドデザインにおける各計画の点検・評価結果の取りまとめ及び全学的課題について学長の諮問に答える。
7. FD・SD推進委員会は、自己点検・評価の結果を受け、本学における教育、研究、社会貢献、大学運営等の諸活動に必要な能力の向上を支援するために、全学的立場でFD・SDを推進する。
8. IR推進委員会は、自己点検・評価の結果を受け、本学における教育研究を支援するために、IRを推進する。
9. その他各部門は、それぞれの所掌事項について、企画・設計、運用、検証及び改善(PDCA)に取り組む。

3. 手続き

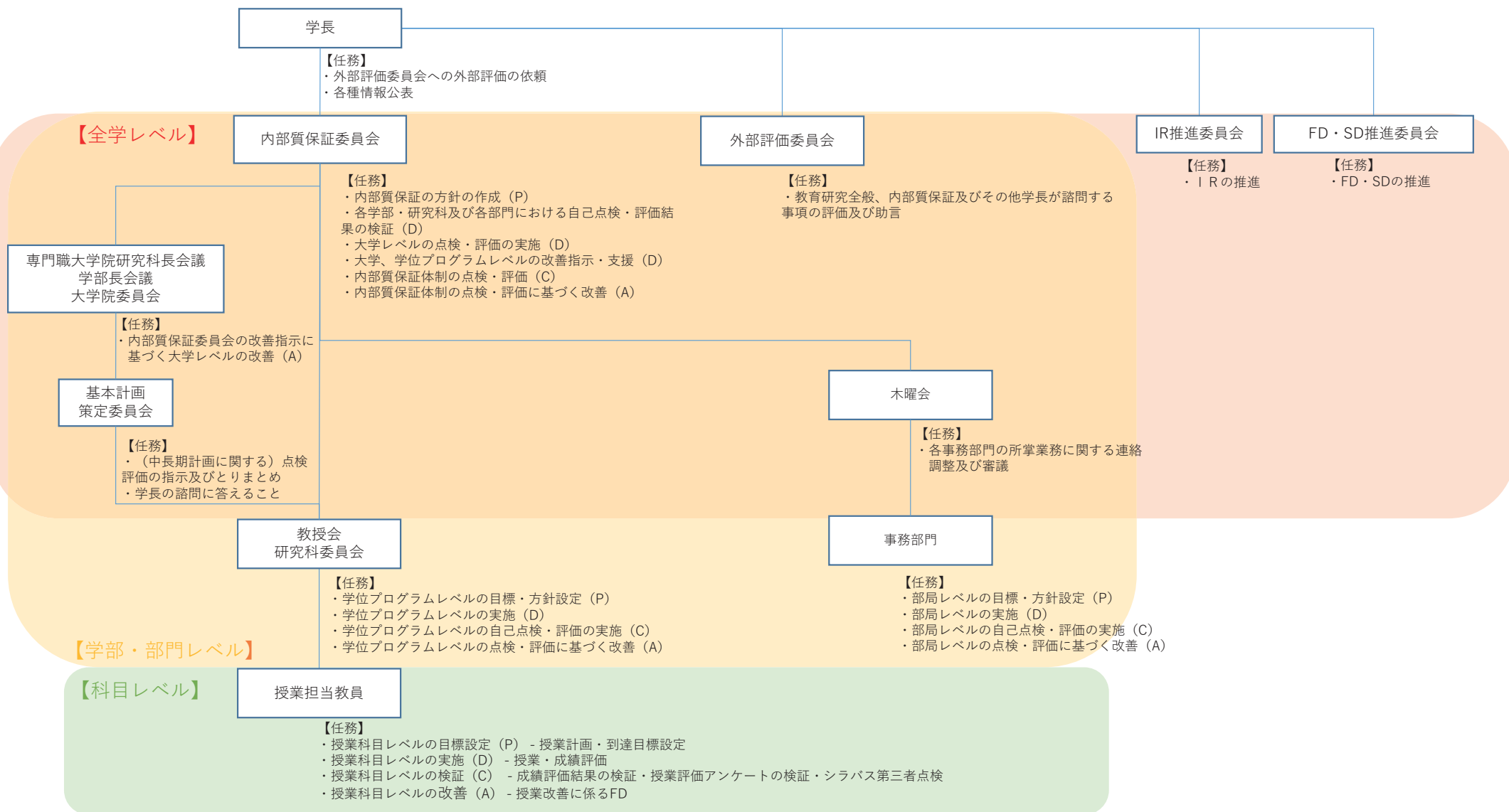
1. 内部質保証委員会は、「大学基準」に即した事項に関する点検・評価の基準・項目を『大学基準確認シート』として策定し、各学部・研究科に対し、学位プログラムレベルの点検・評価の実施を指示する。
2. 各学部・研究科は、『大学基準確認シート』に基づき点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に提出する。
3. 基本計画策定委員会は、各部門に対し、グランドデザインにおける各計画の点検・評価の実施を指示する。
4. 各部門は、所定の様式に基づきグランドデザインにおける各計画の点検・評価を行い、その結果を基本計画策定委員会に提出する。
5. 基本計画策定委員会は、各部門の点検・評価結果を取りまとめたとともに、内部質保証委員会に提出する。
6. 内部質保証委員会は、2、5で提出された点検・評価結果を検証するとともに、「大学基準」に則した大学レベルの自己点検・結果を実施し、それぞれ学長に報告する。
7. 学長は、外部評価委員会に対し、教育研究全般、内部質保証及びその他の事項について、検証を依頼する。

8. 外部評価委員会は、学長の依頼に基づき評価及び助言を行い、その結果を学長に報告する。
9. 学長は、外部評価委員会から前項についての報告を受け、改善の必要があると認めた場合、内部質保証委員会に改善を、FD・SD推進委員会及びIR推進委員会に対し、改善支援を指示する。
10. FD・SD推進委員会及びIR推進委員会は、学長から改善支援の指示があった場合、必要な措置を講じる。
11. 内部質保証委員会は、学長から改善の指示があった場合、各部門に対し、「大学基準」に則した事項については改善検討を指示するとともに、グランドデザインにおける各計画に関する事項については、改善に向けた助言を行う。
12. 各部門は、改善策を内部質保証委員会に報告し、改善に取り組む。
13. 学長は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、本学ホームページ等を活用して積極的に公表する。
14. その他、法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における自己点検・評価及び改善事項が発生した場合は、院・大学連絡会等を通じて、法人と協議の上対応する。

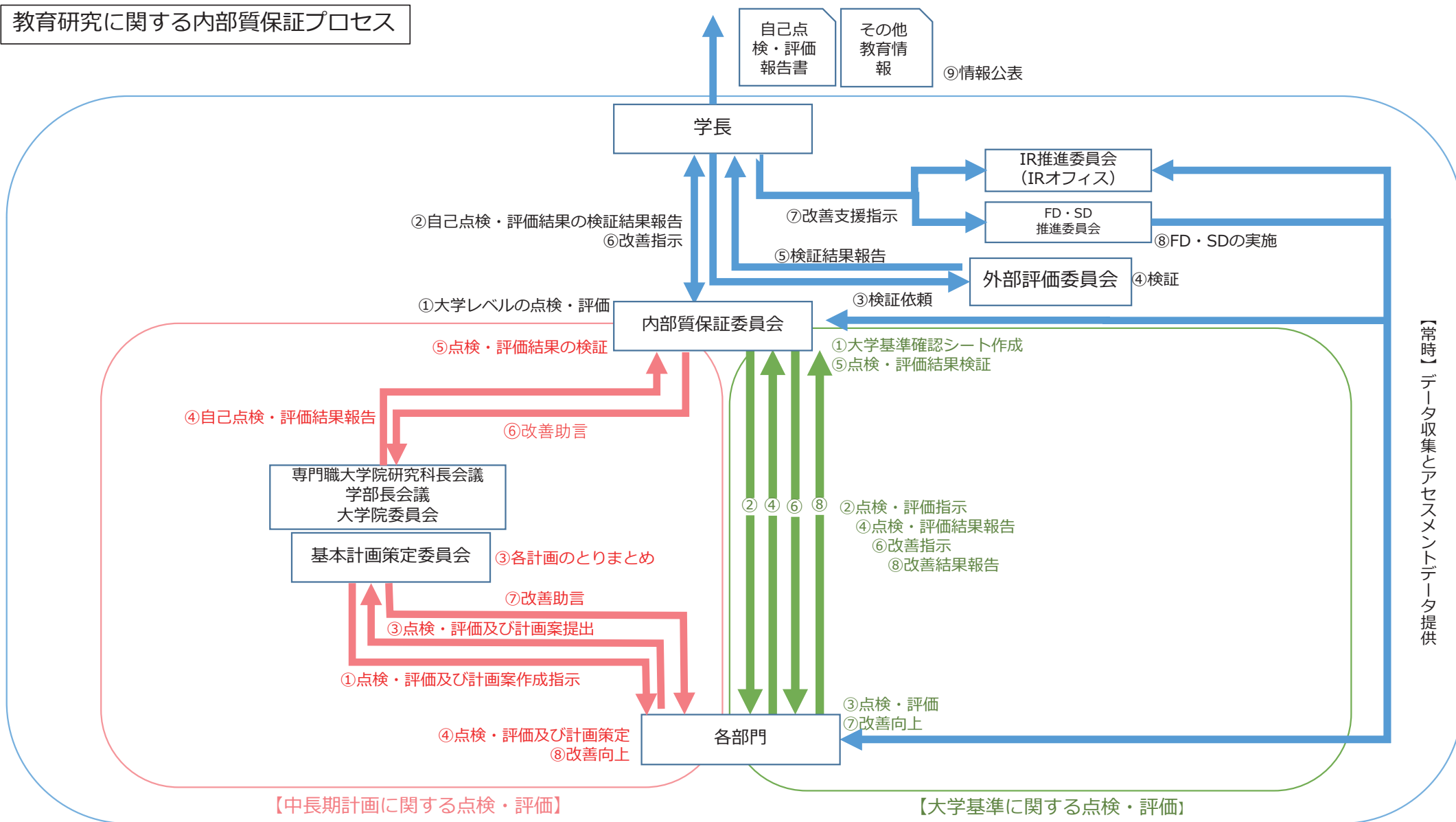
内部質保証に関わる組織と役割		教育研究に関する内部質保証プロセス	
----------------	---	-------------------	---

3. 3つのポリシー(DP・CP・AP)	+
4. 求める教員像及び教員組織の編制方針	+
5. 学生支援に関する方針	+
6. 教育研究等環境の整備に関する方針	+
7. 社会連携・社会貢献に関する方針	+
8. 産官学連携に関する方針	+
9. 知的財産の活用に関する方針	+
10. 大学運営に関する方針	+
11. 国際化指針(グローバル化対応ポリシー)	+
12. アセスメント・ポリシー	+
13. 学位論文等審査基準(大学院)	+

内部質保証に関わる組織と役割



教育研究に関する内部質保証プロセス



学習院大学における内部質保証の推進に関する規程

令和4年4月1日
施行

改正 令和5年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）における内部質保証の推進に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「内部質保証」とは、学習院大学学則第1条、学習院大学大学院学則第1条及び学習院大学専門職大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その改善・向上に努め、適切な水準にあることを本学の責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスのことをいう。

(内部質保証の方針)

第3条 内部質保証の方針については、別に定める。

(内部質保証の推進体制)

第4条 本学は、大学の自立性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 内部質保証を推進するための全学的な組織として、本学に内部質保証委員会を置く。

3 学長のもとに、全学的立場でファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を推進することを目的として、FD・SD推進委員会を置く。

4 学長のもとに、本学における教育研究を支援するために、IRを推進することを目的として、IR推進委員会を置く。

5 前2項に定める委員会の任務、組織及び運営等については、別に定める。

6 本学における内部質保証の有効性及び自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準のさらなる向上を図るため、学外の有識者等による評価を行い、その意見を内部質保証の推進及び自己点検・評価に反映させることを目的として、本学に外部評価委員会を置く。

(内部質保証の推進方法)

第5条 本学は、内部質保証を推進するため、次の各号に掲げる事項を設定する。

一 学部・学科及び研究科・専攻・課程における大学の理念・目的を踏まえた教育研究上の目的

二 前号に基づく、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3ポリシー」という。）

三 全学共通科目における学習到達目標（プログラム・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

四 教育、研究、社会連携・社会貢献、大学運営に関する中長期計画

五 本学の諸活動に係る次の方針

ア 3ポリシーを策定するための基本方針

イ 求める教員像及び教員組織の編制方針

ウ 学生支援に関する方針

エ 教育研究等環境の整備に関する方針

オ 社会連携・社会貢献に関する方針

カ 産官学連携に関する方針

キ 知的財産の活用に関する方針

ク 大学運営に関する方針

ケ アセスメント・ポリシー

コ FDの推進に関する基本方針

サ SDの推進に関する基本方針

2 内部質保証委員会は、各部門における教育研究活動の質保証に係る取組み状況の確認及び取組み

結果の集約を行い、これらを検証するとともに、全学の観点から自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。

3 外部評価委員会は、学長からの依頼に基づき、第14条に規定する事項に関する評価及び助言を行い、その結果を学長に報告する。

4 学長は、外部評価委員会から前項についての報告を受け、改善の必要があると認めた場合、内部質保証委員会に改善を、FD・SD推進委員会及びIR推進委員会に改善支援を指示する。

5 内部質保証委員会は、学長から改善の指示があった場合、必要な措置を講じる。

6 FD・SD推進委員会及びIR推進委員会は、学長から改善支援の指示があった場合、必要な措置を講じる。

7 学長は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、本学ホームページ等を活用して積極的に公表する。

(自己点検・評価)

第6条 本学は、公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」に即した自己点検・評価を行う。

2 各部門は、前項の規定に基づき、毎年度、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 内部質保証委員会

(任務)

第7条 内部質保証委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

一 第5条第1項各号に規定する事項の検証

二 自己点検・評価活動に係る点検・評価項目等の設定

三 自己点検・評価報告書の作成

四 内部質保証システムの適切性の点検・評価

五 全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案

六 認証評価の受審に関する事項

七 その他必要な事項

(構成)

第8条 内部質保証委員会は、次の委員をもって構成する。

一 学長

二 副学長

三 学部長

四 研究科委員長

五 専門職大学院研究科長

六 図書館長

七 学長室部長

八 大学経理部長

九 アドミッションセンター所長

十 学生センター所長

十一 キャリアセンター部長

2 内部質保証委員会は、必要に応じてその他の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開催)

第9条 内部質保証委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

(委員長)

第10条 内部質保証委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第11条 職務上の委員の任期は、在任期間中とする。

(事務)

第12条 内部質保証委員会に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、内部質保証委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 外部評価委員会

(任務)

第14条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、評価及び助言する。

- 一 教育研究全般に関する事項
- 二 内部質保証に関する事項
- 三 その他学長が諮問する事項

(構成)

第15条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる区分及び人数に基づき、人格識見が高く、かつ、本学の発展に関心と理解のある学外者をもって構成する。

- 一 高等学校教職員 2名
- 二 他大学教職員 2名
- 三 高等教育機関と関連のある独立行政法人等の教職員 1名
- 四 前号以外の企業、団体、自治体等に所属する者 3名

2 前項の委員は、学長が委嘱する。ただし、学校法人学習院の役員又は教職員に委員を委嘱することはできない。

(開催)

第16条 外部評価委員会は、原則として毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(委員長)

第17条 外部評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第18条 前条に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期の途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第19条 委員長は、学長の諮問を受けて、外部評価委員会を招集しその議長となる。

- 2 外部評価委員会は、必要に応じて本学の教職員に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 外部評価委員会は、必要に応じて関係部門に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第20条 外部評価委員会の委員は、外部評価に関わる業務を遂行するにあたり知り得た事項について、これを第三者に漏洩してはならない。

(事務)

第21条 外部評価委員会に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の推進に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第24条 この規程の改正は、内部質保証委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学習院大学自己点検・評価規程（平成5年6月11日施行）、学習院大学内部質保証委員会規程（平成29年4月1日施行）及び学習院大学外部評価委員会規程（平成29年4月1日施行）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

学習院大学FD・SD推進委員会規程

令和5年4月1日
施行

(設置)

第1条 学習院大学（以下「本学」という。）に、FD・SD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「FD (Faculty Development)」とは、学部及び大学院の教員に求められる教育、研究及び社会貢献等の諸活動に必要な能力の向上を図るための組織的な研修及び研究を実施することをいう。
- 二 「SD (Staff Development)」とは、本学における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に求められる大学運営に必要な能力及び資質の向上を図るための組織的な研修を実施することをいう。

(目的)

第3条 委員会は、本学におけるFD・SDを全学的に推進することを目的とする。

(任務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議するとともに、その実施にあたる。

- 一 FD・SDの基本方針に関する事項
- 二 FD・SDに係る中期計画及び年度計画に関する事項
- 三 FD・SDの企画、立案及び実施並びに支援に関する事項
- 四 FD・SDに係る調査、資料収集及び分析に関する事項
- 五 その他FD・SDに関する重要な事項

(構成)

第5条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 法学部、法学研究科又は政治学研究科から選出された専任教員1名
- 三 経済学部、経済学研究科又は経営学研究科から選出された専任教員1名
- 四 文学部又は人文科学研究科から選出された専任教員1名
- 五 理学部又は自然科学研究科から選出された専任教員1名
- 六 国際社会科学部から選出された専任教員1名
- 七 専門職大学院各研究科から選出された専任教員1名
- 八 スポーツ・健康科学センター、計算機センター、外国語教育研究センター、教職課程及び学芸員課程委員会から選出された専任教員 各1名
- 九 学長室部長
- 十 学生センター所長
- 十一 学生センター部長
- 十二 キャリアセンター部長

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じてその他の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、副学長（教育担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が、職務の遂行に著しい支障を生じたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第8条 第5条第1号及び第9号から第12号までに掲げる委員の任期は、在任期間中とする。

- 2 第5条第2号から第8号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第5条第2号から第8号までに掲げる委員に、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、委員会の発議に基づき、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程（平成16年4月1日施行）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

令和 6 年 11 月

合格者の皆さまへ

学習院女子大学 学長 大桃敏行

学習院大学 学長 遠藤久夫

学習院女子大学と学習院大学との統合計画について

このたびは、合格おめでとうございます。

すでに、入試要項の記載等でお知らせしているとおり、学習院女子大学は、令和 8 年 4 月を最短の目標として学習院大学と統合する計画を立てています。

繰り返しになりますが、計画の概要は、次の通りです。

- 令和 8 年 4 月以降に、計画通り統合が実施された場合、学習院女子大学大学院国際文化交流研究科は、学習院大学大学院国際文化交流研究科となります。
- 皆さまは、入学後から統合までは、学習院女子大学大学院国際文化交流研究科の学生です。
- 皆さまには、学習院女子大学大学院国際文化交流研究科から学習院大学大学院国際文化交流研究科への転学の承諾を行っていただき、統合以降は、学習院大学大学院国際文化交流研究科の学生になっていただく計画です。
- 学習院女子大学大学院国際文化交流研究科のカリキュラムは、統合後も原則として現状のまま維持する予定です。
- 統合以降の学習院大学大学院国際文化交流研究科の授業は、基本的には学習院女子大学がある戸山キャンパスにて開講されます。

皆さまの在学中に統合が実施される計画のため、学習院女子大学大学院国際文化交流研究科に入学された皆さまは、入学後に、学習院大学大学院国際文化交流研究科に転学していただくことになりますので、あらためて本計画をご理解の上、ご入学くださいますようお願い申し上げます。申すまでもなく、転学に際して、試験などはありません。

なお、転学の承諾書の提出につきましては、令和 7 年 4 月以降にご案内いたしますので、ご入学まで転学に関して皆さまに手続きをしていただくことはありません。

それでは、4月に皆さまにお会いできますことを楽しみにしております。

問合せ先

学習院女子大学 03-3203-1906

以上